

「那珂川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」について、

学識経験を有する者、関係する住民、関係県から

いただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方

本資料は、「那珂川水系河川整備計画【大臣管理区間】（変更原案）」について学識経験を有する者、関係する住民等、関係県からいただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的にいただいたご意見の概要として整理したうえで、ご意見の概要ごとに関東地方整備局の考え方を示しております。このため、ご意見を提出していただいた方が指定した章節と、関東地方整備局の考え方を示した章節が一致していない場合があります。

国土交通省 関東地方整備局

※会議時資料を一部修正

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
1. 2 治水の沿革	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 多重防護治水の定義について <ul style="list-style-type: none"> ・ 「多重防護治水」が初出となる箇所にて、その定義又は具体例を示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて記述を追加します。
1. 3 利水の沿革	2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利水の沿革について <ul style="list-style-type: none"> ・ P12 22行目は、「昭和62年度～令和元年度」とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて「昭和62年～令和元年」に修文し、変更原案表1-6に記載の「年度」を「年」に修文します。
2. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題について <ul style="list-style-type: none"> ・ 「那珂川に係る洪水調節施設については、完成している施設はない」は、「大臣管理の」、または「本計画の対象区間に係る」洪水調節施設とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、変更原案「3.1 計画対象区間」に記載のとおり、計画対象区間は大臣管理区間です。その他の記載も内容は大臣管理区間としております。
	4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年東日本台風による被害状況について <ul style="list-style-type: none"> ・ 東日本台風による被害状況（決壊箇所、被害件数）をより詳細に記述すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見を踏まえて記述を追加します。
2. 2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題	5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 那珂川における基準地点野口の流況について <ul style="list-style-type: none"> ・ 表2-3の元になったデータの期間を示すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、変更原案表2-3に記載のとおり、昭和32年～平成30年を統計期間としています。
2. 4 河川維持管理の現状と課題	6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川維持管理の現状と課題について <ul style="list-style-type: none"> ・これまでの洪水、地震等の自然現象の影響によりひび割れ、沈下、構造物周辺の空洞化等が発生している。その上、地球温暖化とともに異常気象が日常化し、令和元年東日本台風のように年々台風や豪雨が頻繁にくることが予想される。被害を少しでも減らすためには水門、樋門等の施設が老朽化しているものは早急に維持補修等を行い安全を保ってほしい。また、決壊等の緊急を要する場合には避難計画をスピーディーに実施できるようタイムラインの活用も地域住民にとって重要なことである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、変更原案「5.2 河川の維持の目的、種類及び施行の場所」に記載のとおり、「那珂川河川維持管理計画【国土交通大臣管理区間】」に基づき、計画的な維持管理を継続的に行ってまいります。また、タイムラインの活用については変更原案「5.2.1 (12) 3) 住民等の主体的な避難等の促進」に記載のとおり、マイ・タイムライン等の取組が推進されるよう支援してまいります。
2. 5. 1 近年の豪雨災害で明らかとなった全国的な課題	7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年の豪雨災害で明らかとなった全国的な課題について <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和元年東日本台風が触れられないのは不自然。多重防護治水の必要性、同時多発的な被害に対する体制の充実をここにも書くべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見をいただいた「2.5.1近年の豪雨災害で明らかとなった全国的な課題」につきましては、現時点において国土交通省における全国に共通する課題となっている事項を記載しております。 なお、令和元年東日本台風については、変更原案「2.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する現状と課題」に記載しています。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
2. 5. 1 近年の豪雨災害で明らかとなった全国的な課題	8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東北地方太平洋沖地震による課題について <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行計画では「東北地方太平洋沖地震」の文章で、「堤防、水門等の河川管理施設の耐震対策や河川津波対策を講ずる必要がある。」としているが、変更原案では削除されている。直下型地震の発生が予測されており、河川管理施設の耐震対策や河川津波対策は急務であると考える。従って、この一文は削除すべきではなく、4章28頁の19行目以下に挿入し、追記すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見の趣旨については、変更原案「5.1.1 (3) 地震・津波避上対策」に記載のとおり、耐震性能の照査等を行い、必要に応じて耐震・液状化対策を実施するとともに、津波が避上する区間では、操作員の安全性を確保し、津波による堤内地への浸水を防止するため、水門、樋門・樋管等の遠隔操作化や自動化等を進めてまいります。
	9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 超過洪水に対する対策について <ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水を直轄区間へ集めて処理するのではなく、流域全体としての洪水処理という考え方を加えるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
2. 5. 2 気候変動の影響による課題	10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 気候変動の影響による課題について <ul style="list-style-type: none"> ・ 「気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会」の成果は今後とも取り入れて、対策を実施して欲しい。また、当該小委員会の検討には、県河川、国河川の役割分担や、超過洪水の流域内貯留の課題についても是非取り上げていただきたい。 ・ P23 9行目の「こうした現状と課題のほかに、新たな課題にも直面している」という文章は不要ではないか。 ・ 地球温暖化に伴う気候変動の影響により総雨量が数百ミリから1000ミリを超えるような豪雨が発生し、降雨による災害が多発している。堤防をはじめとする施設の能力を上回る洪水、水災害が流域住民を苦しめている。「気候変動を踏まえた治水計画・水害対策」を積極的に早く進めるべきである。対策の1つとして河道の掘削、築堤も急務である。また、那珂川流域は農地が豊かなので決壊、洪水時には遊水地として利用できるようにすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会」に関するご意見については、今後の参考とさせていただきます。 ・ ご指摘の文言については、ご意見を踏まえて修文します。 ・ 気候変動を踏まえた治水計画・水害対策」を積極的に進めるべきとのご意見については、変更原案「4. 河川整備計画の目標に関する事項」に記載しているとおり、地球温暖化に伴う気候変動により、将来、渇水や洪水・高潮、水質悪化等のリスクが高まる予想されているため、これらのリスクに総合的に適応する施策を検討してまいります。
3. 2 計画対象期間	11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画対象期間について <ul style="list-style-type: none"> ・ 30年間というのは当初の策定からか、今回の変更からか。 ・ 河川整備計画の対象期間30年は長すぎる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今回の変更から概ね30年間を対象としています。 ・ 対象期間が長すぎるとのご意見については、変更原案「3.2 計画対象期間」に記載のとおり、現時点の社会経済状況、河川環境の状況、河道状況等を前提として策定したものであり、策定後においてもこれらの状況の変化、新たな知見の蓄積、技術の進歩等を踏まえ、必要がある場合には、計画対象期間内であっても適宜見直しを行います。特に、地球温暖化に伴う気候変動による洪水流量の増加や高潮による潮位・海面水位の上昇等が懸念されることから、必要に応じて見直しを行います。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
4. 河川整備計画の目標に関する事項	12	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川整備計画の目標に関する事項について <ul style="list-style-type: none"> ・ 4.1節として何か節題を与えるべき。 ・ P27 7行目「洪水を安全に流下させる」は「計画対象規模以下の洪水を安全に流下させる」とすべき。また、11～12行目は、「～組み合わせるなどにより、施設の能力を上回る洪水等が発生した場合においても逃げ遅れゼロを目指すとともに社会経済被害の最小化を図る」とすべき。 ・ 「多重防護治水」の文言は、総論である「4 河川整備計画の目標に関する事項」にも記載すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 節題を与えるべきとのご意見については、今後の参考とさせていただきます。 ・ ご指摘の文言については、ご意見を踏まえて記述を追加します。
4. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標	13	<ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標について <ul style="list-style-type: none"> ・ 「避難を確保する」における確保の対象は、避難所や避難路か、避難を援助する体制か明確にすべき。 ・ 図4-1那珂川流量配分図について、野口（6,100）、湊大橋（6,000）となっており、この減少について何らかの注記が必要。 ・ 図4-1の数値が変更されているのは何故か。 ・ P28 9行目 「・・・ことにより、戦後最大洪水である・・・洪水が再び発生しても災害の発生の防止または軽減を図る。」は以下のようないいかがかかる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ・・・ことにより、当該地域において戦後最大規模の洪水をもたらした令和元年東日本台風と同程度の台風に見舞われた場合においても、洪水の発生を防止あるいは 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘の文言については、ご意見を踏まえて修文します。 ・ 野口地点の河道整備の対象流量6,100m³/sから、洪水調節施設である新たに整備する遊水地による洪水ピーク流量の低減量100m³/sを考慮し、湊大橋地点の河川整備計画目標流量を6,000m³/sとしています。 なお、新たに整備する遊水地については、変更原案「5.1.1 (1) 4 洪水調節容量の確保」に記載のとおり、中下流部においても周辺地形や現状の土地利用等を考慮した遊水地の整備を検討し実施することとしております。 ・ 目標流量の設定に当たっては、変更原案「4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」に記載しているとおり、過去の水害の発生状況、流域の重要性やこれまでの整備状況、整備計画の対象期間、河川整備基本方針で定めた最終目標に向けた段階的な整備等を総合的に勘案して設定しております。 ・ 目標の記述についてのご意見については、今後の参考とさせていただきます。
4. 3 河川環境の整備と保全に関する目標	14	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川環境の整備と保全に関する目標について <ul style="list-style-type: none"> ・ 「利用の促進に努める。」とあるが、「利用を促進する。」とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記載の項目毎に、河川管理者の関わり方が異なるため、項目毎に適切な記載をしております。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5. 1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	15	<ul style="list-style-type: none"> ・本川・支川が合流する箇所における河川整備について <ul style="list-style-type: none"> ・本川と支川の合流部において安全に洪水を流下させることができるよう、支川管理者と連携して対策を進めていただきたい。 ・「本川・支川が合流する箇所においては安全に洪水を流下させることができるよう、支川の管理者と連携して河川整備を実施する。」について、具体的な対策、場所等について示してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本川、支川が合流する箇所においては安全に洪水を流下させができるよう、支川の管理者と連携して河川整備を実施してまいります。 ・本川、支川が合流する箇所における河川整備については、支川の管理者等と調整が必要であるため、引き続き検討調整させていただきます。
5. 1. 1 洪水、津波、高潮等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項	16	<ul style="list-style-type: none"> ・堤防の整備について <ul style="list-style-type: none"> ・堤防により雄大な景色が失われる。河道掘削で流域全体の川底を低くする施策が有効だと思う。掘削土は緊急を要する場所での堤防づくりに利用すべき。 ・洪水が滞留する区間の嵩上げ及び自衛隊渡河訓練所下流にある導流堤を左岸方向へ延長すべき。 ・右岸20k付近（水戸市飯富町）の越水した区間の堤防の嵩上げを追加すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更原案「4.1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」に記載の通り、令和元年10月洪水（令和元年東日本台風）が再び発生しても災害の発生の防止又は軽減を図ることとしています。具体的には、「5.1.1 (1) 1 堤防の整備」に記載のとおり、堤防が整備されていない区間や、附図2に示す標準的な堤防の断面形状に対して、高さ又は幅が不足している区間にについて、築堤、嵩上げ・拡築を行うこととしています。 また、「5.1.1 (1) 2 河道掘削」に記載のとおり、洪水を安全に流下させるために必要な箇所において、河道掘削を行うこととしています。 また、「5.1.1 (1) 4 洪水調節容量の確保」に記載のとおり、中流部において下流部の洪水ピーク流量の低減を図るため、地形や現状の土地利用等を考慮した遊水地を整備することとしています。 なお、いずれの対策についても詳細な調査及び検討を行いつつ、関係機関、地域住民との調整のうえ整備を行う事としています。
	17	<ul style="list-style-type: none"> ・河道掘削について <ul style="list-style-type: none"> ・表5-2 施行場所に以下を追加すべき。 右岸、飯富町20km付近、常磐自動車道上下流 左岸、下国井町、藤井川合流付近 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見の趣旨については、変更原案「5.1.1 (1) 2 河道掘削」に記載のとおり、洪水を安全に流下させるため必要な箇所等において、河道掘削等を実施してまいります。
	18	<ul style="list-style-type: none"> ・洪水調節容量の確保について <ul style="list-style-type: none"> ・遊水地の整備・検討において、支川の流下能力を向上させるような調整ができないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本川・支川が合流する箇所における河川整備については、支川の管理者等と調整が必要であるため、引き続き検討調整させていただきます。

章節	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5. 1. 1 洪水、津波、高潮等による被害の発生の防止又は軽減に関する事項	19	<ul style="list-style-type: none"> 施設の能力を上回る洪水を想定した対策について <ul style="list-style-type: none"> 下流部が危ない時に、上流部で運転している内水排除のポンプの運転を関係者が調整し、国管理区間の破堤等を回避すべき。 「決壊・氾濫を防止あるいは軽減するための活動」と、「氾濫水の排除、復旧・復興」に関する記述をまとめるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ご意見の趣旨については、変更原案「5.2.1 (3) 水門等の維持管理」に記載のとおり、河川管理施設の操作については、操作規則等の基づき適切に実施してまいります。 ご指摘の文言については、ご意見を踏まえて修文します。
5. 1. 3 河川環境の整備と保全に関する事項	20	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境の保全と再生について <ul style="list-style-type: none"> 「に努める。」とあるが、「を図る。」とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 記載の項目毎に、河川管理者の関わり方が異なるため、項目毎に適切な記載をしております。
5. 2. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	21	<ul style="list-style-type: none"> 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項について <ul style="list-style-type: none"> 観測所の充実・洪水氾濫に備えた社会全体での対応等ソフト部門の拡充は評価する。また、武茂川下流に水位観測所の新設と河川整備の早期完成を要望する。 	<ul style="list-style-type: none"> 武茂川の管理者である栃木県が行う治水対策と調整を図り、必要な対策を実施してまいります。
	22	<ul style="list-style-type: none"> 河道の維持管理について <ul style="list-style-type: none"> 霞堤は本来遊水機能を持つものではなく、急流河川における排水と河道固定を意図しており、本計画における霞堤とは似て非なる物である。誤解が生じないよう表現を改めるべき。 堤防の開口部（不連続部）を活用して遊水機能を確保することは、今後長期にわたる治水方針として大いに賛成。ぜひ流域全体でこの方針を続けてほしい。ここでは河道の維持管理に絞っているが、遊水機能の保持には河道外の維持管理も重要なため、関係機関と連携して進めていただきたい。 竹林が川の流れを妨げていると思われるため、竹林の伐採を進めもらいたい。 各支流から本流への流れ込みを抑える・時間を遅らせる施策も有効である。支流単位で遊水地やダム等で一定時間水を留められる施策を進めるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> 霞堤の記述については、関東平野にある様な河川においても、遊水機能を主とするものも霞堤と呼ばれることがあると承知しております。 霞堤を活用した遊水機能等の確保に当たっては、関係機関、地域住民との連携を図りながら実施してまいります。 竹林の伐採については、変更原案「5.2.1 (2) 河道の維持管理」に記載しているとおり、流下能力の低下や水門、樋門・樋管等の排水機能の低下等の支障をきたすおそれがある場合について、必要に応じて実施することとしています。 支川処理に関するご意見の趣旨については、変更原案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載のとおり、本川・支川が合流する箇所においては安全に洪水を流下させることができるよう、支川の管理者と連携して河川整備を実施してまいります。

論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5. 2. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	<p>23</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観測等の充実について <ul style="list-style-type: none"> ・ 泛濫が発生した際には氾濫水の広がりをリアルタイムで把握し、水防団等に伝達して避難誘導の選択に活かせるような仕組みを考えるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご意見については、今後の参考とさせていただきます。現在、産学官共同で浸水センサーの開発研究にも取組んでいます。
	<p>24</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 排水ポンプ車の活用について <ul style="list-style-type: none"> ・ P47 24行目頭の「なお、」は不要。 ・ 藤井川、田野川などにおいて恒久的な対策として水門や排水機場の設置についても検討すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘の文言については、ご意見を踏まえて修文します。 ・ 水門や排水機場の設置についてのご意見の趣旨については、変更原案「5.1 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要」に記載のとおり、本川・支川が合流する箇所においては安全に洪水を流下させることができるよう、支川の管理者と連携して河川整備を実施してまいります。
	<p>25</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 洪水氾濫に備えた社会全体での対応について <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な課題があり、従来のような地域活動の効果が上がらないエリアもあるため、地域共同体の実情を踏まえるという文を加えるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模氾濫減災協議会は、協議会の取組内容について地域の実情等に応じて必要な取組について協議等を行うものとする、としています。ご指摘の文言につきましては、ご意見を踏まえて修文します。
	<p>26</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水害記録の伝承について <ul style="list-style-type: none"> ・ 「後生」は「後世」ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘の文言については、ご意見を踏まえて修文します。
	<p>27</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村による避難勧告等の適切な発令の促進について <ul style="list-style-type: none"> ・ 11行目、27行目、30行目などの「公表している」という記述は「公表する」や「公表を続ける」といった表現とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘の文言については、ご意見を踏まえて修文します。
	<p>28</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民等の主体的な避難等の促進について <ul style="list-style-type: none"> ・ P49 30行目の段落の分け方をみると家屋倒壊等に関する情報だけをオープン化するように見える。その前の段落の洪水浸水想定区域に関する情報も対象にするのであれば、段落分けの位置を変えるべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘の文言については、ご意見を踏まえて修文します。
	<p>29</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水害リスク情報の発信について <ul style="list-style-type: none"> ・ P51 24行目の「街の中における」は「堤内地における」や「電柱等を活用した」などの表現とすべき。 ・ 洪水対策に当たっては、二次的な水質事故の防止など、水害リスクを踏まえた土地利用の促進からの必要な取り組みに引き続き努められたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘の文言については、ご意見を踏まえて修文します。 ・ 水害リスクを踏まえた土地利用の促進については、今後の参考とさせていただきます。

	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
5. 2. 1 洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項	30	<ul style="list-style-type: none"> ・水害に強い地域づくりへの支援について <ul style="list-style-type: none"> ・洪水対策に当たっては、二次的な水質事故の防止など、水害リスクを踏まえた土地利用の促進からの必要な取り組みに引き続き努められたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見については、今後の参考とさせていただきます。
6. 1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理	31	<ul style="list-style-type: none"> ・流域全体を視野に入れた総合的な河川管理について <ul style="list-style-type: none"> ・水田の地下浸透は、日量でせいぜい20-25mm程度で、しかも、すぐに近くの排水路に出て来てしまうので、あまり期待することはできない。誤解を防ぐためこれについては削除するか、むしろ水田の機能の強化について関係機関と連携する必要があるので、「水田の機能の保全と強化」とすべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見を踏まえて修文します。
その他	32	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画の策定及び河川整備の実施について <ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画に記載される事業の一刻も早い完成をお願いする。 ・早期の河川整備計画策定と河川整備をお願いする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・河川整備計画を速やかに策定し、これに基づく適切な整備等に努めてまいりたいと考えています。
	33	<ul style="list-style-type: none"> ・全般的意見 <ul style="list-style-type: none"> ・県区間の整備が現状よりも進捗した場合、流域から県区間への流入量が増大し、県区間からの直轄区間への引渡流量は増大するため、今回目標とした台風19号と同等の出水となった場合には、直轄区間には今回以上の流量が集まり、危機的な状況となるのと考えられるため、対策が必要。 直轄区間への負担を減らすために、流域から県区間への流出を抑制する対策または、県区間内で洪水調節を行う対策が必要となる。 それら対策の実現には、解決する必要のある課題が多く発生すると思われるが、直轄区間の破堤による甚大な被害を生じさせないため、洪水の分散的な処理方策を検討すべき。 ・合理式のパラメーターなどの設定と実減少との乖離等により、県区間における計画流量が本来の確率規模流量よりも大きくなっているのではないか。 そのため、計画規模以上の洪水が県区間を流下し、直轄区間の負担が確率規模以上となっている可能性があるため、検証が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ご意見については、今後の参考とさせていただきます。 ・原案「4. 河川整備計画の目標に関する事項」に記載のとおり、これまでの流域の人々と那珂川との関わりを考慮し、那珂川の良好な河川景観や清らかな水の流れを保全するとともに、水質を保全・改善し、多様な動植物が生息・生育・繁殖する那珂川の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐよう努めてまいります。 ・引き続き、関係機関、地域住民との連携を図りながら整備を実施してまいります。

	論点番号	いただいたご意見の概要	関東地方整備局の考え方
その他	33	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整備計画流量および方針流量を安全に流下させる対策としては堤防高と堤防位置の変更は困難であると思われるため、河道掘削がメインとなると考える。河道掘削により河床高を低下させた場合、平水位低下につながり、生物や取水施設への影響が懸念される。また、再堆積による維持管理費の増大も懸念される。よって、今後、多面的な検討を行い、方針規模の整備メニューや方針規模の設定自体を、必要に応じて不断に見直すことが必要と考える。 ・ 築堤や河道掘削を進めていく計画になっていますが、那珂川は計画中にも書かれている通り首都圏を代表する清流ですので、河道内や周辺に残されている豊かな自然環境に悪影響の及ばないように慎重に工事が進められることを希望します。 ・ 全体として「これまでの施設整備による治水対策」以外も考えること、「施設の能力を上回る洪水」への対策も重視することがうかがえて、良い方向だと思う。計画対象規模より大きい洪水には河川管理だけで立ち向かうのに無理があるので、関連機関や住民とよく情報を交換して整備を進め、柔軟に対応していくこと望む。何十年何百年という時間を通して発生する被害の合計をより小さくするには、小さめの洪水に対して被害をゼロにすることよりも、巨大な洪水が起きた際の最大浸水深と浸水継続時間を抑え、避難時間を確保することが重要。きわめて多量の降水が発生してしまっても、コントロールされた予測容易な氾濫であれば社会のインパクトは最小限に済む。遊水・貯留機能の確保・向上を重視し、遊水地や輪中堤を整備し、多重防御治水を推進することはその方向に合っている。 	